品名	規格	単位	薬価（円）
（そ）			
ゾーフィゴ静注		1回分	684,930
（ぬ）			
ヌーカラ皮下注用100mg		100mg1瓶	175,684
外用薬			
（え）			
エクリラ400μgジェヌエア60吸入用		60吸入1キット	6,224.40
（に）			
ニューロパッチ18mg		18mg1枚	1,017.20
（ま）			
マーデュオックス軟膏		1g	231.00

○厚生労働省告示第二百二十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

第４部　追補（1）

内用薬

品名	規格	単位
（い）		
イソバール・P配合カプセル		1カプセル

○厚生労働省告示第二百三十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1952から1984までの項中

なし	ベバシズマブ，ペメトレキセドナトリウム水和物，クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ，ゲフィチニブ，アファチニブマレイン酸塩，エルロチニブ，カルボプラチン+パクリタキセル，化学療法，放射線療法，Ｇ005，Ｊ045なし

を

なし

に、

７あり	クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩

を

７あり

クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ	

に、同表の2173から2177までの項中

なし	オマリズマブ，Ｊ045なし

を

なし	オマリズマブ，メポリズマブ，Ｊ045なし

に、

２あり	オマリズマブ

を

２あり	オマリズマブ

ブ，メポリ

に、同表の3849から3856までの項中

なし	アレムツズマブ，オファツムマブ，ダサチニブ水和物，ボスチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物，イマチニブメシル酸，化学療法，放射線療法，Ｊ038（３に限る。），Ｇ005，Ｊ045なし

を

なし	アレムツズマブ，オファツムマブ，イブルチニブ，ダサチニブ水和物，ボスチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物，イマチニブメシル酸，化学療法，放射線療法，Ｊ038（３に限る。），Ｇ005，Ｊ045なし

に改める。

○厚生労働省告示第二百三十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一の2の項を次のように改める。

2	リツキシマブ（遺伝子組換え）（旧薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。）が平成25年１月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	3905
	リツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年２月29日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号

別表一の21の項を次のように改める。

21	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年７月４日に、旧薬事法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1767、1768及び1773
	レベチラセタム（当該薬剤（注射薬に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年２月29日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1767、1768及び1773